

# 原盤制作請負契約書

レコード会社名 (以下、甲といいます)と原盤制作者 (以下、乙といいます)は、アーティスト、アーティスト名 (以下、アーティストといいます)の実演を収録する原盤制作に関して、次の通り契約を締結します。

## 第1条(用語の解釈)

- この契約において使用される用語については、それぞれ次の通り定義します。
  - ①実演: 歌唱、演奏、口演、朗詠、その他一切の芸術的な行為をいいます。
  - ②レコード: あらゆる速度、大きさ、タイプのコンパクト・ディスク(CD)、アナログ・ディスク・レコード、音楽テープ、デジタル・オーディオ・テープ(DAT)、その他現在実用化されており、または将来新たに開発されて実用化されるようになる一切の形式、構造、素材の録音物をいいます。
  - ③ビデオ: あらゆる速度、大きさ、タイプのビデオ・カセット、ビデオ・ディスク、DVD、その他現在実用化されており、または将来新たに開発されて実用化されるようになる一切の形式、構造、素材の録画物をいいます。
  - ④音楽配信: 自動公衆送信装置(これと同様の効果を生じさせるあらゆるタイプの装置および配信設備を含みます)を用いて音声、影像、文字、その他の情報を公衆に送信することをいい、衛星設備を利用した音楽配信を含みます。
  - ⑤レコーディング: レコードまたは音楽配信を目的として、アーティストの実演を原盤に固定することをいいます。
  - ⑥原盤: アーティストの実演、伴奏効果音、背景音等を収録した磁性テープ、その他将来開発され得る一切の固定媒体で、レコードの複製・頒布または音楽配信に適すると甲が認めたものをいいます。
  - ⑦本件原盤: 本契約に基づいて制作された、アーティストの実演をレコーディングした原盤をいいます。
  - ⑧特販用レコード: レコードクラブ、通信販売、訪問販売、機器添付用、出版物添付用レコードのことをいいます。
- その他の用語の解釈については、著作権法(昭和45年法律第48号)の規定に従うものとします。

## 第2条(目的)

甲は乙に対し、アーティストの実演を収録した本件原盤の制作業務(以下、本件業務といいます)を委託し、乙はこれを受託します。

## 第3条(業務の遂行)

- 乙は本件業務に関して、企画の立案および検討、著作者および著作物の選定、実演(伴奏を含む)の収録および編集の立ち会い、アーティストおよび実演家に対する指導、音質の調整、検査その他を行い、本条第4項に規定する納期までに責任をもって本件業務を遂行するものとします。なお、本件業務はマスターテープの完成をもって、完了とみなします。
- 乙は本件業務の遂行にあたって、その都度、甲と協議を行い、甲に事前の承認を得た上で、本件業務を自主的かつ積極的に実施するものとします。
- 乙は、本契約に基づいて行われる、または予定される本件業務の内容および遂行状況などを適宜甲に報告し、甲の了承および確認を得るものとします。
- 本件原盤のマスターテープの納期は\_\_\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日とします。

## 第4条(権利の帰属)

- 乙は甲に対し、本件原盤に係るすべての権利(所有権、レコード製作者の著作隣接権、実演家の実演に係る著作隣接権を含みます)を地域、期間、範囲の何等制限なく独占的に譲渡します。
- 甲は前項により、本件原盤の全部または一部を独占的に利用してレコードまたはビデオを複製し、これに適宜の商標を付して、国内・国外を問わず、自由に頒布することができます。また、甲は本件原盤の

全部または一部を独占的に利用して、国内・国外を問わず、自由に音楽配信をすることができます。

#### 第5条(原盤制作費)

本件原盤の制作に関する諸費用(実演家の演奏料、スタジオ使用料、ミキサー料、編曲料、テープ編集料、写譜代、テープ代等一切の費用をいいます。ただし、アーティストの実演に対する対価は含まれていないものとします)は、すべて第6条に規定する業務委託料に含まれているものとします。

#### 第6条(業務委託料)

甲は乙に対し、業務委託料として、金\_\_\_\_\_円也(消費税別)を支払うものとします。なお、当該委託料には乙が本件業務を遂行するための一切の費用が含まれていることを乙は了承します。

#### 第7条(プロデュース印税)

1. 甲は乙に対し、前条に規定する業務委託料とは別に、本件原盤の著作隣接権存続期間中、本件原盤を使用して複製・頒布されたレコードについて、下記により算出されたプロデュース印税を支払うものとします。

$$(\text{税抜小売価格} - \text{容器代}) \times \text{印税率}$$

2. 容器代は税抜小売価格の10%とします。
3. プロデュース印税の計算対象数量は、甲の営業所出荷数量の90%とします。ただし、特販用レコードについては、甲の納入数量の95%とします。
4. 本件原盤を使用して複製・頒布されたビデオのプロデュース印税は、第1項に規定する印税率の1/2として算出されるものとします。
5. レコードまたはビデオに本件原盤とそれ以外の原盤を併用した場合の印税は、かかるレコードまたはビデオに収録されている原盤数により比例按分されるものとします。
6. サンプル盤、寄贈用等、販売促進のために使用され、甲が収入を得ないレコードまたはビデオについては、印税支払いの対象外とします。
7. 音楽配信に係るプロデュース印税については、甲乙が別途協議して取り決めるものとします。

#### 第8条(第三者使用)

甲が第三者に本件原盤の使用を許諾した場合、甲は第三者より得た収入の10%相当の金額を乙に支払うものとします。ただし、プロモーション・ビデオの場合は、甲は第三者より得た収入の5%相当の金額を乙に支払うものとします。

#### 第9条(支払方法)

甲は、四半期毎(3月、6月、9月、12月各末日締切)に印税の発生額を計算し、各締切後、翌々月末日に印税計算書を乙の指定する住所に送付の上、乙の指定する下記の銀行口座へ支払うものとします。なお、甲は各四半期における支払印税額が金1,000円未満の場合、翌期に繰り越して支払うことができるものとします。

\_\_\_\_\_ 銀行 \_\_\_\_\_ 支店 \_\_\_\_\_ 預金  
口座名義 \_\_\_\_\_ 口座番号 \_\_\_\_\_

#### 第10条(消費税)

甲は、本契約に定める乙に対するすべての支払いに際して、法律に定めるところにより、消費税を加算するものとします。

#### 第 11 条(著作権使用料)

本件原盤に収録された音楽著作物の甲の複製に係る著作権使用料は、甲が負担します。

#### 第 12 条(保証)

乙は甲に対し、本件原盤が乙によって適法に制作されたものであることを保証します。したがって、万一、第三者より甲に対して、本件原盤について何らの権利の主張または異議の申立てがなされた場合は、乙は自己の責任と費用負担をもってこれを解決し、甲に一切の迷惑や負担を及ぼさないことをここに約束します。

#### 第 13 条(契約違反)

甲乙のいずれかが本契約に違反した場合、他方当事者は相当の期間を定めて催告のうえ、それでもなお当該違反が是正されない場合には、本契約を解除することができます。また違反者は、他方当事者に対しその損害の一切を賠償する義務を負うものとします。

#### 第 14 条(裁判管轄)

本契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。

#### 第 15 条(信義則)

甲乙は、本契約に定められた各条項を、信義をもって誠実に履行し、本契約に定めなき事項および本契約の各条項の解釈に疑義が生じたときは、法令の定めによるほか、誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

以上、本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上各 1 通を保有します。

年 月 日

甲

乙